

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月12日

【会社名】 サムティホールディングス株式会社

【英訳名】 SAMTY HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小川 靖 展

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号

【電話番号】 06(6350)4362 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 財務戦略本部担当兼管理本部担当 瀧 松 貴 志

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号

【電話番号】 06(6350)4362 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 財務戦略本部担当兼管理本部担当 瀧 松 貴 志

【縦覧に供する場所】 サムティホールディングス株式会社 東京支店  
(東京都千代田区丸の内一丁目8番3号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年6月12日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）3名、当社の執行役員2名及び当社の完全子会社であるサムティ株式会社（以下「当社子会社」という。）の執行役員3名（以下「対象役員」といいます。）に対して、譲渡制限付株式報酬として、当社の普通株式92,400株（以下「本割当株式」といいます。）を発行すること（以下「本新株発行」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 銘柄（募集株式の種類） サムティホールディングス株式会社 普通株式

(2) 本割当株式の内容

発行数（募集株式の数） 92,400株

発行価格及び資本組入額

(i) 発行価格（募集株式の払込金額） 2,490円

(ii) 資本組入額 1,245円

注：発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額です。

発行価額の総額及び資本組入額の総額

(i) 発行価額の総額 230,076,000円

(ii) 資本組入額の総額 115,038,000円

注：資本組入額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は115,038,000円です。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 本割当株式の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役	3名	78,600株
当社の執行役員	2名	6,200株
当社子会社の執行役員	3名	7,600株

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第1項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係

当社の完全子会社

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本新株発行に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本新株発行は、当社の取締役3名、当社の執行役員2名及び当社子会社の執行役員3名に付与される当社又は当社子会社に対する金銭報酬債権の合計230,076,000円を現物出資の目的として行われるものです（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,490円）。

## 譲渡制限期間

対象役員は、2024年7月12日（払込期日）から当社又は当社子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役又は執行役員のいずれも退任する日（ただし、当該退任の日が、2025年3月31日以前の日である場合には、2025年3月31日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

## 譲渡制限の解除条件

対象役員が、2024年6月3日から翌年の定時株主総会の日までの間（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には、2024年2月27日から翌年に開催される同社の定時株主総会の日までの間とし、以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社グループの取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、死亡、任期満了、その他当社取締役会が正当と認める理由により当社グループの取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、2024年6月（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には2024年3月）から当該退任日を含む月までの月数を10（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には13）で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

## 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、2024年6月（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には2024年3月）から組織再編等承認日を含む月までの月数を10（対象役員が当社子会社であるサムティ株式会社の執行役員である場合には13）で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

## （6） 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理され、対象役員からの申出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して大和証券株式会社との間において契約を締結する。また、対象役員は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とする。

## （7） 本割当株式の払込期日（財産の給付の期日）

2024年7月12日

## （8） 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以 上